

新型コロナウイルスの影響を被った法人向け税制優遇の再延長

法人向け税制優遇の期間延長に関する財務大臣規則 2022 年第 114 号 (114/PMK.03/2022、以下、PMK114) が、2022 年 7 月 11 日付けで公布されました。

2022 年 1 月 25 日に財務大臣規則 2022 年第 3 号 (PMK3) が公布され、優遇の対象範囲及び期間について改正が行われましたが、今回は PMK3 で示された優遇対象の範囲は変更されず、優遇期間の延長のみが示されました。

PMK114 に規定されている、優遇を受けるための条件及び優遇内容は下表のとおりです。赤字が PMK3 からの改正点となります。

| 項目 | PPh22 | PPh25 | 建設Final Tax |
|------|----------------------------------|--|-------------------------------|
| 対象業種 | 72分野 | 156分野 | 灌漑用水利用促進プログラムに関連する納税者 |
| 優遇内容 | 免税 | 50%減額 | 建設サービス収入に対するFinal Taxの免税 |
| 申請 | 申請後に税務署長により免除証明書が発行されることで適用可 | PMK114の発効(2022年7月11日)から30日以内に申請すれば、2022年7月度より適用可能 | 灌漑用水利用促進プログラムに関連する建設サービス収入が対象 |
| 対象期間 | 免除証明書発行日から 2022年12月31日 まで | 申請から 2022年12月度 まで | 2022年12月度 まで |
| 報告義務 | 実施報告を課税月の翌月20日までに提出 | 実施報告を課税月の翌月20日までに提出 | 課税月毎 |

PMK114 による改正のポイントは以下の通りです。

- 対象となる優遇税制項目及び対象業種数に関して、PMK 3 から変更はありません。各税制優遇を利用できる業種のリストは PMK 3 の付表に記載があります。
- PPh25 の優遇対象となる納税者は、2022 年 7 月 11 日(PMK114 の発効日) から 30 日以内に申請すれば 2022 年 7 月度より優遇適用を受けることができます。PPh22 については免除証明書発行日から有効となるため、直ちに行う必要があります。
- 申請は PMK114 の付表に示されたフォームで行う必要があります。

当該優遇税制については今後も継続される可能性がありますので、引き続き税務総局からの発表に留意する必要があります。

本件に関するご質問又はご相談(会計監査、各種コンサルティング)等がございましたら、お気軽に Crowe Indonesia ジャパンデスクまでお問い合わせください。

三好博文

ジャパンデスク パートナー

hirofumi.miyoshi@crowe.id

三好久恵

ジャパンデスク マネージャー

hisae.miyoshi@crowe.id